

(案)

第3次守口市教育大綱

令和8年 3 月
守口市

1. 大綱の趣旨

本大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、市長が本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針を策定するものです。

2. 策定にあたっての考え方

グローバル化の進展や人工知能（A I）の飛躍的な進化など、社会がめまぐるしく変化する中、人口減少や少子高齢化の進展、また地域における人と人とのつながりの希薄化など、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化しています。

本市においては、子どもたちが将来の変化を予測することが困難なこれからの時代に、未来に向けて自らが社会の作り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていくことができる確かな力を身に付けられるよう、学力向上はもとより、いじめや不登校、児童虐待などの様々な課題を解消し、自己肯定感を高めつつ、一人ひとりに合った多様な学びと育ちを保障することが必要であり、そのためには、市長と教育委員会との連携はもちろんのこと、保護者や地域の方々、さらには大学や企業との交流も通じて、市民全体で子どもたちを支えていく体制づくりが必要不可欠です。

また、子どもたちの学力向上に向けた取組を更に進めることは当然のこととし、それだけではなく多様な考え方を持つ児童・生徒が出会い、豊かな人間関係を築きながら、社会性を身に付ける場を提供し、心豊かでたくましく育つことができるよう、教育内容及びその環境を整えることが必要です。

さらには、外国人児童・生徒等に対する支援の充実や、近年増加するいじめ、不登校の未然防止・早期解消への取組など、教育をめぐる今日的課題への対処も急務となっているところです。

これらの本市の教育施策における課題に対応し、今後も変容し続け、将来の変化を予測することが困難な時代を生きる子ども達が、発達段階に

応じ「生きる力」を育むため、教育大綱として、教育活動に関する理念及びその実現に向けた教育行政の基本方針を定めます。

そして、市長及び教育委員会は、教育課題について認識を共有しつつ、協議・調整を行いながら、それぞれの権限と責任において本市の教育行政を推進します。

3. 期間

大綱の期間は、第6次守口市総合基本計画との整合性の観点から後期基本計画の期間と同じく、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

4. 大綱の位置づけ

本大綱に定める教育活動に関する理念及びその実現に向けた教育行政の基本方針に基づき取組を進めることで、市の最上位計画である第6次守口市総合基本計画の将来都市像である「いつまでも住み続けたいまち守口 ～暮らしやすさが、ちょうどええ♪～」を実現します。

第6次守口市総合基本計画

＜将来都市像＞

いつまでも住み続けたいまち守口
～暮らしやすさが、ちょうどええ♪～

まちづくりの目標

- (1) 子どもや若い世代が夢を育めるまち
- (2) 一人ひとりが自分らしく活躍できるまち
- (3) 安全に安心して暮らせるまち
- (4) 市民が誇れる魅力あるまち
- (5) 持続可能な都市づくりを進めるまち

整合

守口市教育大綱

教育に対する理念

郷土を誇りに思い、夢と志をもって、
国際社会で主体的に行動する人の育成

基本方針

- 1 未来に向けてよりよい社会を創る担い手となる
子どもの育成
- 2 多様な学びを支え、新たな学びを創出する
教育環境づくり
- 3 すべての人々が生涯にわたって学び続けることを
支援する地域づくり

参酌

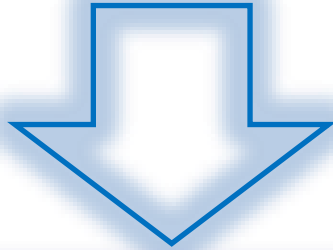
反映

教育指針「めざす守口の教育」

教育振興基本計画【国】

5. 教育に対する理念

『郷土を誇りに思い、夢と志をもって、
国際社会で主体的に行動する人の育成』



『郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際社会で主
体的に行動する人の育成』の教育理念のもと、将来にお
ける社会の変化が予測困難な時代において、学校教育・
社会教育が一体となり、学校・家庭・地域の教育力を高
め、「生きる力」と「生涯学び続ける人」の育成をめざし、
守口の教育を推進します

6. 基本方針

【基本方針1】

未来に向けてよりよい社会を創る担い手となる子どもの育成

幼児教育から義務教育までを一体的にとらえた小中一貫教育を通して子どもの「確かな学力」、「豊かな心」及び「健やかな体」を育成するとともに、主体性やリーダーシップ、課題設定・解決能力等を身に付けた未来の社会を作る担い手となる子どもを育成します。

また、人権尊重の教育や道徳教育、心理教育などを充実させ、子どもが社会体験や自然体験、交流活動やふれあい活動等の機会を通じて、自己肯定感を高め、幸せや生きがいを感じることができるよう取り組むとともに、地域、就学前施設、高校や大学、企業等との連携による体験活動を充実させることで、自他ともに生命と人権を尊重し思いやりの心や社会の一員としての自覚、社会性を身につけ、主体的に社会に貢献しようとする精神を育みます。

【基本方針2】

多様な学びを支え、新たな学びを創出する教育環境づくり

児童・生徒が多く仲間と学校生活を送る中で、豊かな人間関係を築き、社会性や学習意欲を高めつつ、多様な教育ニーズに対応できるよう、より豊かな教育環境の構築に取り組めます。

さらに、児童・生徒が抱える課題等を地域ぐるみで解決し、さらに質の高い学校教育の実現を図るため、保護者や地域住民の代表が学校運営協議会委員となり、学校・家庭・地域における課題を共有し、共通の目標に向かって取組を進める学校運営協議会制度 コミュニティ・スクールを核とした特色ある学校づくりを推進します。

子どもたちの悩みや抱えている課題の解決に向けては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の活用等により、

誰一人取り残されない学びの保障に向けた取組を行います。

【基本方針3】

すべての人々が生涯にわたって学び続けることを支援する地域づくり

生涯学習及び文化・スポーツ活動の機会の充実と場所の提供を図り、市民一人ひとりが自らの知識・技能の向上に向け取り組むとともに、社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤を形成し、豊かで生きがいのある地域社会を実現します。

また、学校教育と社会教育が連携することも重要であることから、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、学校と地域住民が連携・協働することで、子どもたちの学びの場を学校から地域社会に広げ、次世代の社会の担い手としての成長を支えます。